

福島県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る
労働者派遣業務

一般競争入札
入札説明書

令和7年11月
福島県
薬務課・地域医療課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県

代表者 福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 福島県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る労働者派遣業務

イ 数量 のべ業務従事予定時間数 1, 209時間

(2) 業務の内容

別紙契約書（案）及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

福島県庁西庁舎内（福島県福島市杉妻町2番16号）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第8号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項による許可を得ている者であること。

(6) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

(7) この公告の日から過去2年以内において、仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて、第三者機関の認定等を取得している者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村の証明）（コピー可）

エ 納税証明書【未納の税額のないことの証明（法人税、消費税及び地方消費税）その3の3】
（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

オ 納税証明書【県税関係 福島県税を課税されている者のみ】（コピー可）

ただし、提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

カ 労働者派遣事業許可証（コピー可）

キ 3（6）を証明する書類（パンフレット可）

ク 履行実績証明書（様式6）

国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらを
すべて誠実に履行した過去2年間の実績。

ケ 3（8）の付与認定等を証明する書類（コピー可）

コ 会社概要（任意様式）（待遇決定方式を併せて明記すること。）

（2）提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時15分（必着）

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場
合があるので十分注意すること。

（3）提出方法

持参又は郵送（メール便その他これに類する方法を含む。）による。

（3）提出先

下記5の（1）に同じ。

（4）結果通知

令和7年11月17日（月）以降、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）をファックス
により通知する。

なお、開札日に原本との引換えを行うので、ファックスで受信した資格確認通知書を持参す
ること。

（5）留意事項

資料作成等に必要な費用は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることが
ある。

5 入札書の提出場所等

（1）入札に関する書類の提出場所

郵便番号 960-8670

住 所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎6階

機 関 名 福島県保健福祉部 薬務課

電 話 024-521-7232

F A X 024-521-7992

メー ル yakumu@pref.fukushima.lg.jp

（2）入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和7年11月21日（金） 午後1時30分

場 所 福島県庁西庁舎7階 西717会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札書の提出方法等

（1）入札者は、指定の入札書（様式3）により、上記5の（2）に示す日時及び場所において提出す
ること。

（2）代理人をして入札する場合は、委任状（様式4）を上記5の（2）に示す日時及び場所において
提出すること。

（3）郵便等による入札は認めない。

（4）入札書には、次の事項が記載されなければならない。

- ア 入札金額は、派遣労働者1人1時間あたりの単価を記入すること。
- イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札者の住所、名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名、所属部署及び連絡先を記載すること。
- エ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合は上記ウに同じ。)
- オ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額に上記2の(1)のイ 業務従事予定時間数を乗じて得た額に消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(入札保証金納付免除申請書(様式5)に保険証書又は履行実績証明書(様式6)を添付して令和7年11月14日(金)午後5時15分までに、上記5の(1)に示す場所に提出すること。)
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 開札等

- (1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書(ファックスで受信した資格確認通知書を持参すること)
 - イ 委任状(代理人をして入札する場合のみ)
 - ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書(入札保証金を現金で納付する場合)
- (3) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場において再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとみなす。
- (5) 再度の入札は、2回までとする。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等(入札説明書等も含む。以下同じ。)について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7。以下「質問書」という。)にて、下記16に定める方法により、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名、所属部署名及び連絡先の記載ない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字その他により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は福島県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。この場合、見積書（様式3）を使用する。

1 3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に上記2の(1)のイ 業務従事予定時間数を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により前項の契約保証金を納めるものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別紙)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

1 4 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印すること。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

1 5 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

1 6 仕様等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 質問書(様式7)により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所にメール又はファックスにより提出することとし、提出後に必ず電話で送受信の確認をすること。
- (3) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和7年11月12日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午後5時15分までとする。
- (4) 質問書に対する回答は、令和7年11月17日(月)以降、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式7)により福島県保健福祉部ホームページで閲覧に供する。

1 7 その他

- (1) 入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を行ってはならない。

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） その他別に定めるとき。

2 （略）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7） 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8） 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （9） 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既

に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)